

お知らせ information

お知らせ

後期高齢者医療保険料の納期について

8月初旬に、「平成27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「納入通知書」を発送しました。保険料の納め方は、年金から予め控除される「特別徴収」と、納付書で納める

(別表) 平成27年度
後期高齢者医療保険料 納期一覧

期別	納期限
1期	8月31日(月)
2期	9月30日(水)
3期	11月2日(月)
4期	11月30日(月)
5期	12月25日(金)
6期	2月1日(月)
7期	2月29日(月)

「普通徴収」の2通りがあります。

通知書に納付書が同封されていた方は、各期別の納期限(別表)内に忘れずに納付をお願いします。

※年度途中に新たに被保険者となった方や、保険料額が変更となった場合などは、普通徴収と特別徴収の両方になる場合があります。詳しくは通知書をご確認ください。

問 町民生活課
☎ 7216933

国民健康保険から

交通事故に遭ったとき

交通事故など第三者の行為により傷病が生じた場合でも、国民健康保険証で治療を受けることができます。この場合の治療費は、本来、加害者が全額負担することが原則(過失割合があればその割合相当)となりますが、国民健康保険が医療費を一時立て替え、後日加害者に請求することに

なります。

保険証を使用する際は、必ず役場町民生活課に連絡してください。連絡後は、速やかに「第三者行為の傷病届」を提出することが必要です。

なお加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると、その事故等については国民健康保険が使えなくなる可能性がありますので、示談の前に必ずご相談ください。

問 町民生活課
☎ 7216933

個人事業税の納期について

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税される県の税金で、今年度の第1期分の納期限は8月31日(月)です。県中地方振興局県税部から納税通知書が送付されますので、納期限までにお近くの金融機関で納めてください。

なお個人事業税は口座振替による納付も可能です。

ご利用になりたい方は県中地方振興局県税部までお問い合わせください。ただし、今回新たに口座振替を申込みされた場合は、第2期分(11月30日納期限)からの取扱となりますので、ご注意ください。

問 県中地方振興局県税部
課税第一課事業税チーム
☎ 024193511251

注意

インターネットでの母乳の購入にご注意ください!

インターネットで母乳と称され販売された商品に多数の細菌が確認されたという報道がありました。

インターネットで第三者から母乳を購入することについては、①感染症(感染性のウイルスが含まれている)のリスク②衛生上(細菌やアレルギーを誘発するおそれのある物質等が含まれている)のリスクが十分であることを認識しましょう。母乳が出ず悩んでいる方は、医師や保健師等に相談しましょう。

問 健康福祉課 ☎ 72-6934